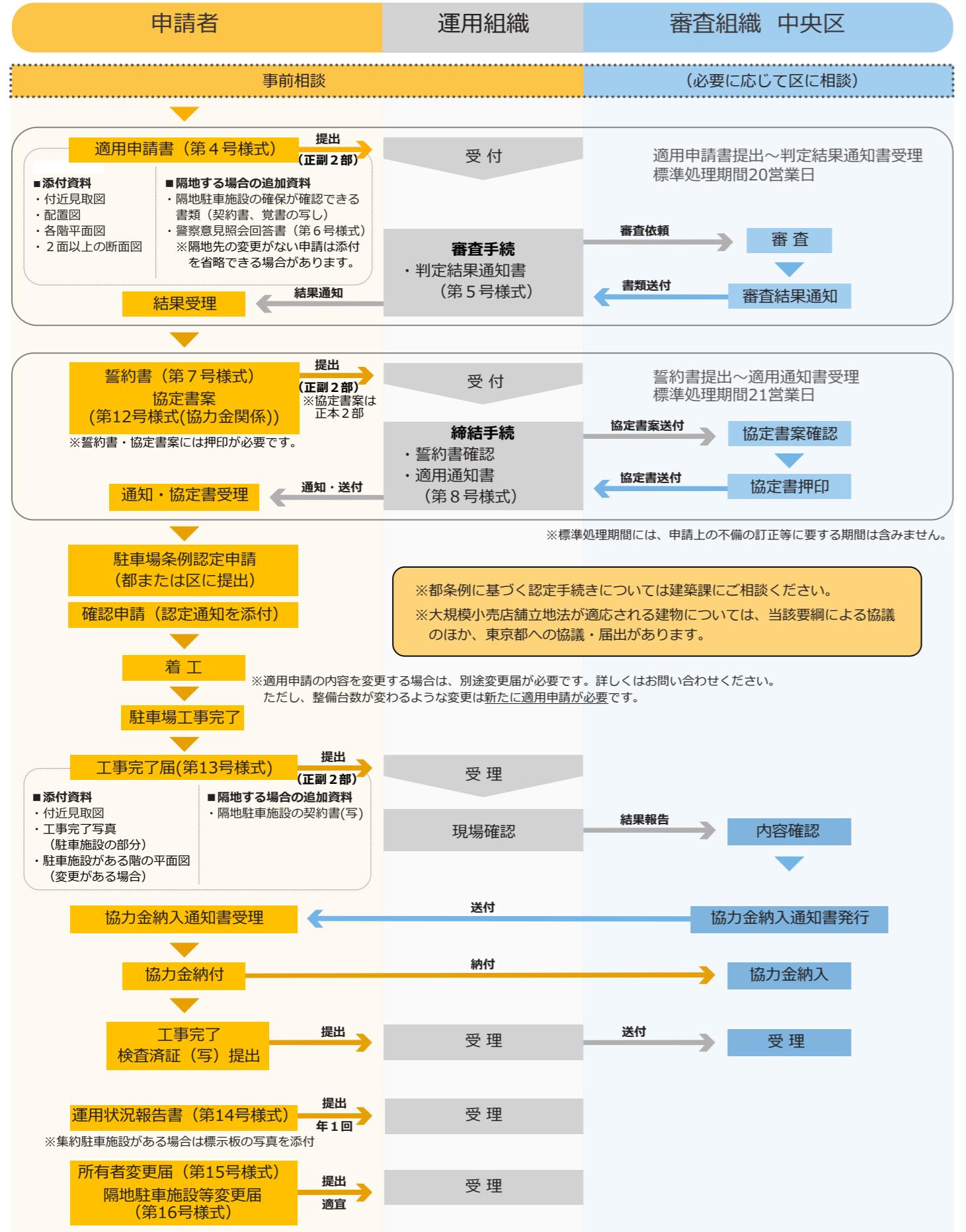


## 銀座地区駐車場地域ルール申請手続きの流れ



## 中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱

中央区都市整備部建築課

# 銀座地区 駐車施設の地域ルール



## 目的

銀座地区における地域の特性等を踏まえ、東京都駐車場条例（以下「都条例」という）に規定する地域特性に応じた基準に基づき、中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱（以下「要綱」という）により独自の地域ルールを定め、駐車施設の適切な確保と運用を図り、もって利用者の利便性の向上及び交通環境の改善を図ることを目的としています。

## 対象地区と対象駐車施設

銀座一丁目から銀座八丁目において都条例に基づいて設ける附置義務駐車施設とします。

駐車施設の附置義務が課せられる建築物は以下の通りです。（詳細は東京都ホームページをご参照ください）

- 特定用途の部分の床面積及び非特定用途の部分の床面積の3/4の合計が1,500m<sup>2</sup>を超えるもの

既存建築物の  
駐車施設も対象

## 対象建築物と駐車施設等の附置

建築物に附置する駐車施設の台数は、銀座地区独自の整備台数基準により算出した台数以上とします。

	参加建築物 (敷地面積500m <sup>2</sup> 未満かつ延べ面積6,000m <sup>2</sup> 以下)		集約建築物 (敷地面積500m <sup>2</sup> 以上または 延べ面積6,000m <sup>2</sup> 超)
	附置台数	確保方法※1※2	附置台数
(1) 乗用車の 駐車施設	「地域ルール整備台数基準」の表に掲げる「建築物の部分」の床面積を、それぞれ右側の「単位面積」で除して得た数値を合計した台数以上とする。（小数点以下の端数は切り上げる。数値が1の場合は2とする。）	敷地内または、以下の条件を満たす場合、隔地に設置することができる。※3 ・銀座地区内 ・概ね300m以内の範囲内 ・幹線道路を超えない範囲内	参加建築物の数値に、1.6を乗じて得た台数以上とする。 (小数点以下の端数は切り上げる。)
(2) 障害者の ための 駐車施設	(1)により算出した台数のうち1台以上を附置する。	原則、敷地内に附置する。ただし、以下の条件を満たしていると認められる場合に限り、隔地に設置することができる。※3 ・銀座地区内 ・概ね50m以内かつ幹線道路を超えない範囲内又は同一街区に	(1)により算出した台数のうち1台以上を附置する。
(3) 荷さばき のための 駐車施設	都条例に基づき算出した台数とする。「上限10台」の規定は適用しない。(1)の附置台数に含めることはできない。	敷地内または、以下の条件を満たす場合、隔地に設置することができる。※3 ・銀座地区内 ・概ね50m以内かつ幹線道路を超えない範囲内又は同一街区に	都条例に基づき算出した台数以上を附置する。「上限10台」の規定は適用しない。(1)の附置台数に含めることはできない。

※1 隔地に確保する場合には、自ら確保する又は事業者による集約駐車施設等との長期の賃貸借契約が必要になります。  
(これに掛かる費用は別途事業者負担となります。)

※2 対象建築物が特定路線にのみ面する場合は、隔地に関して上記と異なるルールが適用されます。詳しくは運用組織にご相談ください。

※3 詳細は要綱第9条及び中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱運用基準第8条から第11条をご参照ください。

## 地域ルール整備台数基準

建築物の部分	単位面積
事務所に供する部分	2,560m <sup>2</sup>
百貨店その他の店舗の用途に供する部分	470m <sup>2</sup>
特定用途（事務所及び百貨店その他の店舗以外）に供する部分	630m <sup>2</sup>
非特定用途（住宅等）に供する部分	990m <sup>2</sup>

## 駐車施設等の規模

乗用車の駐車施設及び障害者のための駐車施設は、都条例に規定する規模とします。荷さばきのための駐車施設の規模は適切な利用が図られるよう要綱に規定する規模とします。ただし、地域ルールによる附置義務台数の2分の1以下の台数は車室の幅及び奥行きを都条例の規定による規模とすることができます。

小型車	幅2.3m×奥行5.0m以上	普通車	幅2.5m×奥行6.0m以上
障害者の ための 駐車施設	幅3.5m×奥行6.0m以上	荷さばきの ための 駐車施設	(後開き) 幅2.9m×奥行8.5m以上 (横開き) 幅3.9m×奥行7.0m以上 いずれもはり下3.2m以上

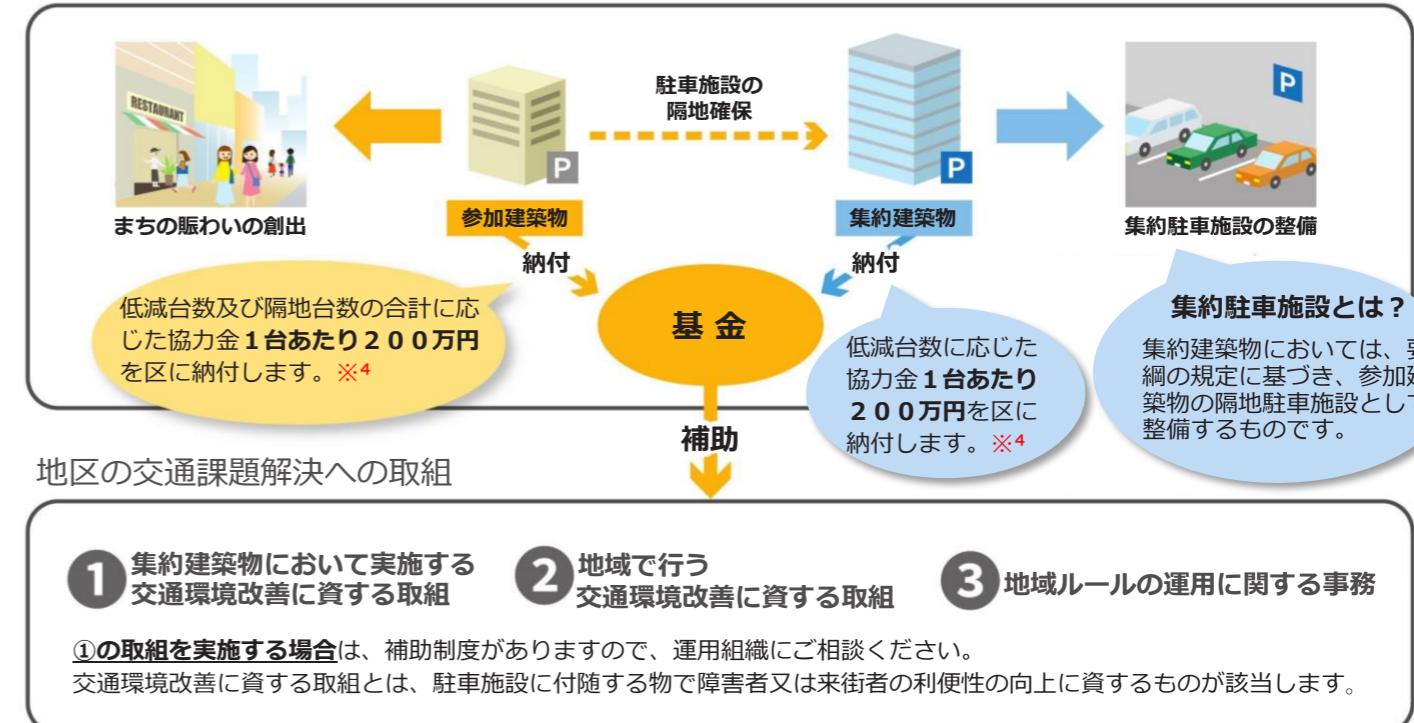
## 駐車施設等の維持管理

- 駐車施設等は、適切に維持管理がされるよう、毎年運用状況の報告を行う必要があります。
- 集約駐車施設は、敷地内又は駐車場出入り口などに、標示板を掲示する必要があります。
- 駐車施設等を譲渡又は賃貸をするときは、譲渡又は賃貸を受ける方に、維持管理についての事項を契約書などの事項に明示する必要があります。
- 駐車施設等の設置場所、台数、建物所有者に変更が生じた場合は、その内容について届け出る必要があります。

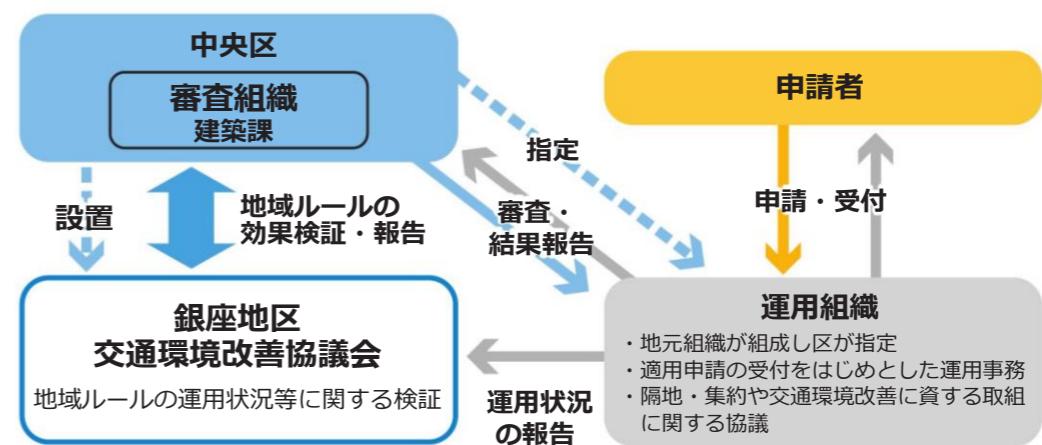
## 地域貢献策と協力金制度、運用体制

### 地域ルールの適用に伴う地域貢献策

※4 原則として既存建築物への適用の際は協力金の納付は求めません。



### 地域ルールの運用体制



## 運用組織について

適用申請の受付などの運用事務、交通環境改善に資する取組に関する協議を担う運用組織を指定しています。

### 【事前協議・申請手続先】

銀座駐車場協議会

〒104-0061 中央区銀座四丁目6番1号 銀座三和ビル3階

電話：03-4560-6722 E-mail : parking@ginza-machidukuri.jp

※原則としてご連絡、申請書類送付等はメールにてお願いいたします。